

平成 2 6 年

第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

熊本県後期高齢者医療広域連合議会事務局

目 次

1	会議日程	2
2	出席議員	2
3	欠席議員	3
4	説明のため出席した者	3
5	議会事務局職員	3
6	開会	4
7	日程第1 補欠議員の議席の指定	5
8	日程第2 会議録署名議員の指名	5
9	日程第3 会期決定の件	5
10	日程第4 議案審議	5
11	議第1号及び議第2号	5
12	提案理由の説明	6
13	採決	7
14	議第3号及び議第4号	7
15	提案理由の説明	7
16	質疑、討論、採決	12
17	議第5号及び議第6号	20
18	提案理由の説明	20
19	質疑、採決	23
20	議第7号	23
21	提案理由の説明	24
22	採決	24
23	日程第5 請願審議	24
24	請願第1号	24
25	討論、採決	26
26	日程第6 一般質問	26
27	閉会	37

会 議 日 程

平成26年2月20日（木曜日） 午後2時00分開会

- 第 1 補欠議員の議席の指定
第 2 会議録署名議員の指名
第 3 会期決定の件
第 4 議第 1 号 平成25年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
議第 2 号 平成25年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議第 3 号 平成26年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
議第 4 号 平成26年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
議第 5 号 熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 6 号 熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
議第 7 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
第 5 請願第1号 後期高齢者医療に関する請願
第 6 一般質問

○

出席議員（26名）

1 番	齊 藤 聰
2 番	益 田 牧 子
3 番	中 村 博 生
4 番	田 中 信 孝
5 番	島 田 稔
6 番	真 野 頼 隆
7 番	高 寄 哲 哉
8 番	池 田 裕 之
9 番	安 田 公 寛
13 番	川 端 祐 樹
14 番	守 田 憲 史
15 番	田 中 則 次
16 番	池 永 幸 生

17番	松	尾	純	久
18番	坂	梨	豊	昭
19番	家	入		勲
20番	小	林	久美子	
23番	坂	梨	公	介
24番	岩	田	重	成
25番	山	本	孝	二
27番	藤	井	公	明
28番	森	本	完	一
29番	橋	爪	和	彦
30番	大	石	長一郎	
31番	松	本	佳	久
32番	横	谷		巡

○

欠席議員（6名）

10番	中	嶋	憲	正
11番	江	頭		実
12番	杉	本	信	一
21番	北	里	耕	亮
22番	草	村	大	成
26番	住	永	幸三郎	

○

説明のため出席した者

広域連合長	幸	山	政	史
副広域連合長	荒	木	泰	臣
事務局長	北	岡	祥	宏
事務局次長	西	田	修	一
総務課長	高	取	直	樹
事業課長	井	上	茂	博

○

議会事務局職員

議会事務局長	松	下	典	生
書記	村	上	真奈美	
書記	藤	本	祐	輔

○

午後2時00分開会

○

○齊藤 聰 議長

それでは開始をいたします。

ただいまの出席議員は26名でございます。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしております議事日程のとおりであります。

開会に先立ち、幸山連合長から発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

_____ ○ _____

○幸山政史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○齊藤 聰 議長

幸山連合長。

_____ ○ _____

(幸山政史広域連合長 登壇)

○幸山政史 広域連合長

熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成26年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、御提案させていただきました議案といたしましては、平成25年度補正予算、平成26年度当初予算、条例改正など7件と、それから請願1件、この御審議をお願いするものであります。

提案の趣旨及び内容につきましては、後ほど御説明申し上げたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度を取り巻きます最近の状況であります。国におきましては、内閣に設置いたしました社会保障制度改革国民会議の審議の結果などを踏まえまして、平成25年12月に社会保障制度改革の全体像や進め方を明らかにする「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」いわゆるプログラム法が成立をしたところでございます。

今後、このプログラム法に基づきまして、国において関連する法令の整備、具体的施策の検討や提示が行われていくことになると存じますが、当広域連合といたしましても、県内の高齢者の方々が安心して安定した医療を受け、質の高い生活を送るために、よりよい後期高齢者医療制度の実現が図られますよう努めて参りますとともに、十分に国の動向にも注視をいたしまして、必要に応じまして、全国広域連合協議会などを通じて意見や要望を行っていきたいと考えております。

最後になりましたが、広域連合長といたしまして、今後とも、県下の45市町村及び県と連携いたしまして、医療保険制度の円滑な運営が図られるよう努めて参りますので、議員の皆様の一層の御理解、御協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

(幸山政史広域連合長 着席)

○

第1 補欠議員の議席の指定

○齊藤 聡 議長

これより日程第1、「補欠議員の議席の指定」を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、今回当選されました高嵯哲哉議員の議席を7番に指定いたします。

○

第2 会議録署名議員の指名

○齊藤 聡 議長

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長が指名するようになっております。7番、高嵯哲哉議員、19番、家入勲議員を指名いたします。

○

第3 会期決定の件

○齊藤 聡 議長

次に、日程第3、「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○齊藤 聡 議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

○

第4 議案審議

○齊藤 聡 議長

次に、日程第4、「議案審議」を行います。

議第1号「平成25年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」及び議第2号「平成25年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」を一括して議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○

○幸山政史 広域連合長

議長。

○

○齊藤 聡 議長

幸山連合長。

○

(幸山政史広域連合長 登壇)

○幸山政史 広域連合長

議第1号及び議第2号について御説明いたします。

本件は、地方自治法第218条第1項の規定に基づきまして、平成25年度の広域連合の一般会計補正予算（第2号）及び後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、広域連合議会の議決をお願いするものであります。

まず、議第1号について御説明いたします。

今回の一般会計補正予算であります、歳入におきましては、保険料不均一賦課の額の確定に伴い国庫支出金及び県支出金を減額するものであります。また、歳出におきましては、職員給与等負担金の減少及び保険料不均一賦課の額の確定に伴いまして、総務費及び民生費を減額するものなどでございます。

以上、一般会計は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ229万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,188万1,000円とするものであります。

続きまして、議第2号につきまして御説明いたします。

今回の後期高齢者医療特別会計補正予算は、歳入においては、平成25年度の保険料収入見込み額の減少及び保険料不均一賦課の額の確定に伴い、市町村支出金及び繰入金を減額するものであります。また、歳出におきましては、決算見込みにより総務費及び保健事業費を減額し、同じく決算見込みにより特別高額医療費共同事業拠出金及び諸支出金を増額するものなどであります。

以上、特別会計は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億7,257万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,666億3,144万9,000円とするものであります。

また、平成26年度の健康診査委託業務、各種通知書作成業務及び診療報酬明細書二次点検業務にかかる委託契約を本年度中に行うため、必要となる債務負担行為を提出いたしております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(幸山政史広域連合長 着席)

○

○齊藤 聡 議長

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより順に採決をいたします。

議第1号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○齊藤 聡 議長

異議なしと認めます。よって、議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議第2号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議あり」の声)

○齊藤 聡 議長

御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

議第2号について、原案のとおり決することに賛成の議員は御起立を願います。

(起立者多数)

○齊藤 聡 議長

起立多数と認めます。よって、議第2号は原案のとおり可決をされました。

次に、議第3号「平成26年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議第4号「平成26年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を一括して議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

_____ ○ _____

○幸山政史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○齊藤 聡 議長

幸山連合長。

_____ ○ _____

(幸山政史広域連合長 登壇)

○幸山政史 広域連合長

議第3号及び議第4号について御説明いたします。

本件は、地方自治法第211条第1項の規定に基づき、平成26年度の広域連合の一般会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について、広域連合議会の議決をお願いするものであります。

まず、議第3号について御説明をいたします。

一般会計予算は、広域連合の運営等に関する経費でありまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,954万9,000円計上するものであります。

後期高齢者医療特別会計予算につきましては、県下約 27 万人の被保険者の方々の医療給付にかかる経費として、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,655 億 2,360 万 9,000 円計上するものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長に説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは引き続き、事務局から説明をお願いします。

議長。

北岡事務局長。

○北岡祥宏 事務局長

まず、議第3号「平成26年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について御説明いたします。

歳入につきまして、御説明いたします。議案書２３ページ、歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

款１、分担金及び負担金は、２億５，１６２万８，０００円を計上しております。これは、構成市町村から共通経費負担金として均等割により全体経費の１０％を、また、人口割合に応じて４０％を、さらに、後期高齢者の人口割合に応じまして５０％を負担いただいているものでございます。その他、繰越金１，７９２万円、諸収入１，０００円を計上しています。

なお、諸収入の次にございます国庫支出金、県支出金は、平成２５年度までは保険料不均一賦課負担金を歳入していた費目でございますが、経過措置期間の終了に伴い皆減となっております。

款１、議会費は、２５４万円を計上しております。これは、広域連合議会定例会及び臨時会の開催に係る経費となります。

次に、2総務費は、2億6,600万9,000円を計上しております。主なものといたしましては、各市町村から広域連合事務局へ派遣されております職員の給与などの負担

金や事務所使用料などとなります。

次の3予備費は、前年度と同額の100万円を計上しております。

予備費の次の民生費は、平成25年度までは保険料不均一賦課負担金を特別会計へ繰り出していた費目でございますが、歳入同様、経過措置終了に伴い皆減といたしております。

以上、歳入歳出の合計額はそれぞれ2億6,954万9,000円となり、前年度より2,671万円、9.0%の減となっております。

続きまして、議第4号「平成26年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について御説明いたします。

特別会計予算は、被保険者の皆様の医療給付などにかかる経費が主なものとなります。

まず、歳入について御説明いたします。40ページ、歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

款1、市町村支出金は、412億4,434万8,000円を計上しております。これは、特別会計にかかる事務費負担金、保険料などの負担金、療養給付費負担金となります。

次に、2国庫支出金は、893億34万2,000円を計上しております。これは、医療給付費等の12分の3の定率負担金と高額医療費負担金、並びに調整交付金などがございます。

次に、3県支出金218億1,147万4,000円は、療養給付費総額の12分の1の定率負担金と高額医療費負担金となります。

次に、4支払基金交付金1,066億1,631万8,000円は、国民健康保険、健康保険組合などの保険者からの支援金が、社会保険診療報酬支払基金を通じて広域連合へ交付されるものであります。

その他、繰入金18億1612万1,000円、繰越金44億円などを計上いたしております。

続きまして、歳出について御説明いたします。41ページをご覧ください。

款1、総務費は、5億8,562万8,000円を計上しております。この主なものは、電算処理システムの運用経費や電算機器賃借料等の事務経費などとなります。

次に、2保険給付費は、2,619億9,748万6,000円を計上しています。これは前年度と比較いたしますと47億9,111万3,000円、約1.9%の増加となっております。増加の要因は、被保険者数の増加、医療費の自然増、消費税増税を含む診療報酬改定等を見込んだことによるものでございます。

次の、3県財政安定化基金拠出金は、給付費の財源不足に対応するため、県に設置されております基金へ拠出するものでございまして、拠出率が改正されたことに伴いまして、前年度より9,130万5,000円減の1億1,397万円を計上しています。

次に、4特別高額医療費共同事業拠出金に3,836万円、健康診査費などの保健事業費に3億8,069万4,000円を計上しています。

その他基金積立金、予備費などを計上いたしています。

以上、歳入歳出の合計額はそれぞれ2,655億2,360万9,000円となり、前年度より40億110万2,000円、約1.5%の増加となっております。

○北岡祥宏 事務局長

議長。

○齊藤 聡 議長

北岡事務局長。

(北岡祥宏事務局長 登壇)

○北岡祥宏 事務局長

保険料不均一賦課負担金の継続について、お答えいたします。

不均一保険料につきましては、制度当初の激変緩和のための経過措置としてこれまで行われて参りましたが、国において回答のとおり、継続に必要な措置が行われなかったことから、新年度からは、本来の保険料となるものであります。継続することは難しいと考えております。

次に、不均一保険料の対象となっていた5町村の影響額についてでございますが、一人当たり保険料で申し上げますと、あさぎり町が2,311円、多良木町が2,275円、湯前町が2,050円、相良村が2,789円、五木村が2,259円と、それぞれ上昇することになる見込みでございます。

(北岡祥宏事務局長 着席)

○益田牧子 議員

議長。

○齊藤 聡 議長

益田牧子議員。

(益田牧子議員 登壇)

○益田牧子 議員

難しいということですが、やはり、一回の質問でお尋ねいたしましたように、該当の5町村におきましては2,000円代の負担増ということになるわけですから、やはりこういうものについてはですね、引き続き国に対する働きかけをぜひお願いをしたいと思っております。

老後を支える年金というのが、昨年の10月分から削減をされる中で、こうした制度がなくなるということは、大変血も涙もないようなやり方ではないかと思っております。中でも、五木村におきましては、健診の受診率は県下で最高の約40%を示しておりまして、健康づくりなどにも積極的に取り組んでおられます。

ぜひ、国への要望を続けるとともに、広域連合としましても、やはりこうしたところに対する独自策を講じるようなやり方をぜひお願いをいたしまして、質疑いたします。

(益田牧子議員 着席)

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

討論の通告はございませんでしたので、これより議第３号について採決をいたします。

この採決は、起立によって行いたいと思います。

議第３号は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を願います。

起立多数と認めます。よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議第4号について質疑に入ります。

質疑の通告がっておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は一人5分以内でありますので、さよう御承知願います。

北岡事務局長。

○北岡祥宏 事務局長

(北岡祥宏事務局長 着席)

議長。

小林久美子議員。

少ないところだったらもうほんと数件ということですよ。先ほど頑張ってた五木村とか、健診率が高くて予防活動もしっかりしているところとかは、多分、自治体的には年間一、二件しかないのではないかというふうに思いますが、それは市町村でそこまで把握されているかどうかをお尋ねしたいと思います。

それで、やはりこういう問い合わせが本当に効果的かというようなのが、この間、私質疑をしてきましたけれども、私たちには全然感じられませんし、本当に費用対効果というのが見られないのではないかというふうに思います。北海道では、費用対効果がないということで、希望者のみ年2回の通知を出されていますが、そういうことについてのお考えはどうか。この点についてお尋ねします。

(小林久美子議員 着席)

○
北岡祥宏 事務局長

議長。

○
齊藤 聡 議長

北岡事務局長。

○
(北岡祥宏事務局長 登壇)

○北岡祥宏 事務局長

医療通知の目的について、まず御説明させていただきますが、これも昨年11月にお答えしたところではございますが、目的につきましては、被保険者の皆さんに医療機関への受診状況や医療費の額をお知らせし、健康や医療に関心を持っていただくということ、並びに医療機関の過誤請求の発見や不適切な請求の抑制を目的としているものでございます。

そこで、電話等の問い合わせというのは先ほど500件ということを申し上げましたけれども、問い合わせがあった部分だけが効果であるというふうには考えておりません。そういった数値に基づきまして、健康に関する意識等を高く持っていただくというような、こちらの方に反応としては返ってこない部分もあるのではないかというふうに考えております。

これも先ほど申し上げましたが、運営協議会の中で、この医療費通知の回数につきましてお話しした際にも、被保険者の代表の委員の方からは、回数について増やせないかというようなお話もあったところでございます。

(北岡祥宏事務局長 着席)

○
小林久美子 議員

議長。

○
齊藤 聡 議長

小林久美子議員。

○
(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

結局、自治体ごとにどういう状況だったのかは把握されてないのではないかと、答弁ではありませんでした。

健康に関心を持ってもらうということであれば、やはり健康診断や保健師の予防、いろんなアドバイスとか、そういう保健師などの働きかけっていうのが、私は自分自身も保健師ですので、やはりそういうところで一番効果があるのではないかというふうに思っています。

また、肺炎球菌ワクチンについては、平成26年度、希望している自治体数、前年度は熊本市は入らなかったんですけれども、平成26年度の予算で入るのかどうか。この点についてお尋ねをします。

(小林久美子議員 着席)

○北岡祥宏 事務局長

議長。

○齊藤 聡 議長

北岡事務局長。

○
(北岡祥宏事務局長 登壇)

○北岡祥宏 事務局長

肺炎球菌ワクチンについての御質問にお答えいたします。

肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業につきましては、今年度より13市町村において広域連合によるモデル事業を実施しております他、市町村単独事業として助成を実施されている6市町村につきましては、モデル事業と同額の補助を国の特別調整交付金を財源として実施しているものであります。

平成26年度につきましては、モデル事業については、本年度と同じ枠組みでの実施を予定しておりまして、また、市町村単独事業に対する補助は、昨年中に希望調査を行いましたところ、今年度より4市町増の10市町村から希望があったところでございます。今回増えた4市町の中には、熊本市は含まれておりません。

(北岡祥宏事務局長 着席)

○小林久美子 議員

議長。

○齊藤 聡 議長

3回でございますので。

○
○小林久美子 議員

もう終わりですか。

○
○齊藤 聡 議長

はい。これで終了いたします。

○
○益田牧子 議員

議長。

○
○齊藤 聡 議長

益田牧子議員。

○
(益田牧子議員 登壇)

○益田牧子 議員

私の方からは、これまでも経費削減の取り組みについて要望をして参りました。

その一つが、今、小林議員の方から申し上げました医療費通知に関してです。1回回数を減らされたという御努力はあるわけですが、もっと本質的なものをこの点については追求すべきではないかなと思っております。

その他にも、私どもは国保連合会への審査支払手数料の単価の引き下げなども要望して参りました。先ほどの説明の中にも幾らか御報告もいただいておりますけれども、執行機関としての経費削減についての内容や金額について、改めて御説明をいただきたいと思っております。

(益田牧子議員 着席)

○
○北岡祥宏 事務局長

議長。

○
○齊藤 聡 議長

北岡事務局長。

○
(北岡祥宏事務局長 登壇)

○北岡祥宏 事務局長

平成26年度特別会計予算の経費削減の内容及び金額につきまして、お答えいたします。

平成26年度における経費削減の主なものといたしましては、県財政安定化基金拠出金の拠出率を、平成25年度の0.080%から、平成26年度は0.044%としましたことにより、9,130万5,000円を削減いたしております。

また、審査支払手数料が熊本県国保連合会との協議により、平成25年度単価の県内

北岡事務局長。

○北岡祥宏 事務局長

本広域連合におきましても、制度発足当初から県下の市町村国保の減免制度と同様の一部負担金の減額、免除及び徴収猶予取扱要綱を定めているところでございますが、これまでにこの要綱に基づく減免などを適用した実績はございません。

また、周知につきましては、被保険者の方々に配布するパンフレットやリーフレット及びホームページなどにより行っているところですが、随時、記載内容の見直しを行うなど、今後もより充実した周知広報に努めながら、適正な制度の運営を図って参りたいと考えています。

議長。

益田牧子議員。

○益田牧子 議員

私もいろんな相談を受けるわけですが、もっとこういうものについては、いろんな機会に周知徹底をしていただきたいと思いますし、先ほど申し上げましたように、医療機関において未収問題というのも大変深刻になっておりますので、申請をすればこの未収問題も解決いたしますし、高齢者の皆さんの負担の軽減ということにもつながって参りますので、ぜひ積極的な運用に向けた取り組みを要望しておきます。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

○

今回、保険料は据え置きになりましたけれども、4月からの消費税の値上げ、年金の切

り下げと高齢者の生活はますます厳しくなっています。その一方では、低医療政策で、入院期間の削減や入院ベッドの削減など、医療難民を多数つくり出しています。世界に類を見ない高齢者を差別するこの後期高齢者医療制度は、廃止しかありません。

速やかに廃止して、元の老人保健制度に戻すべきだと意見を述べて、反対討論とします。以上です。

(小林久美子議員 着席)

○

○齊藤 聡 議長

以上で、通告による討論は終了いたしました。

これより議第4号について採決をいたします。この採決は、起立によって行いたいと思います。

議第4号は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者多数)

○齊藤 聡 議長

起立多数と認めます。よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議第5号「熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議第6号「熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」を一括して議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○

○幸山政史 広域連合長

議長。

○

○齊藤 聡 議長

幸山連合長。

○

(幸山政史広域連合長 登壇)

○幸山政史 広域連合長

議第5号及び議第6号について御説明いたします。

まず、議第5号は「熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の一部改正をお願いするものであります。

改正内容は、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の一部改正に伴う賦課限度額の改定及び保険料均等割額の5割・2割軽減対象者の拡大、並びに低所得者及び被扶養者であった被保険者に対する保険料軽減の特例措置を平成26年度も引き続き実施するため、所要の改正を行うというものでございます。

次に、議第6号は「後期高齢者医療制度臨時特例基金条例」の一部改正をお願いするものであります。

改正内容は、平成26年度に実施される低所得者及び被扶養者であった被保険者に対する保険料軽減の特例措置に対応するため、所要の改正を行い、また、同条例の効力を「平成26年3月31日限り」から「平成27年3月31日限り」とするものであります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(幸山政史広域連合長 着席)

○

○齊藤 聡 議長

これより、議第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告があつておりますので、発言を許します。

○

○益田牧子 議員

議長。

○

○齊藤 聡 議長

益田牧子議員。

○

(益田牧子議員 登壇)

○益田牧子 議員

次期保険料の改定につきまして、お尋ねをいたします。

保険料の上昇の抑制財源といたしまして、保険料剰余金、財政安定化基金の活用ということが、さきの広域連合議会で示されておりました。

今回の提案は、保険料剰余金50億9,000万円を活用して、保険料率は据え置きと、一方、賦課限度額につきましては、国の方針に則って55万円を57万円、2万円引き上げる提案となっております。

そこで、お尋ねの第1ですけれども、上限額の引き上げとなります対象者及びその総額、値上げ額についてお尋ねいたします。

第2ですけれども、今回の料率改定におきましては、2割軽減及び5割軽減の所得基準額の緩和措置となっております。対象者増の見込み、また、その影響額についてお尋ねをいたします。

第3です。わずかな年金、平均5万円といわれておりますけれども引き下げられると。また、4月からの消費税増税や介護の利用料の負担増ということが、高齢者を待ち受けておるところです。今回、法が示す2年間の財政運営を基本としつつ、中期的な観点からということで、4年間の財政運営を考慮した改定と説明をいただきました。14、15年度の保険料ということにつきましても、保険料の剰余金のみを活用となっております。

この県財政安定化基金の目的というところには、保険料の収納不足や給付金の増大により財源不足が生じた場合、交付、貸付事業の他、保険料率増加の抑制を図るための交付を

目的とされております。３０億７，６００万円を活用して熊本県の保険料というのが、全国平均保険料並みに引き下げるといってもぜひ必要ではないかと思っておりますので、３点、お尋ねをいたします。

（益田牧子議員 着席）

○北岡祥宏 事務局長
議長。

○齊藤 聡 議長
北岡事務局長。

（北岡祥宏事務局長 登壇）

○北岡祥宏 事務局長

まず、保険料限度額引き上げによる影響についてでございますが、影響を受ける方は、総所得額５７５万４，０００円以上の方が該当いたしまして、人数では、被保険者全体の０．９％に当たる約２，３００人となります。影響額は、年間で約４，５００万円を見込んでおります。

次に、軽減措置の対象者、影響額についてお答えいたします。

軽減措置拡大に伴う対象者につきましては、５割軽減では、２割軽減から移行する方で約１万９００人増加しまして、２割軽減では、新たに該当することとなる方々で約７，５００人増えますが、先ほど申しましたとおり、２割軽減から５割軽減に移行される方がおられますことから、２割軽減者全体では約３，４００人減少する見込みでございます。

また、影響額でございますが、５割軽減は約２億６，１００万円増え、２割軽減では、３，３００万円減の見込みでございます。総額では約２億２，８００万円の軽減拡大を見込んでおります。

次に、全国平均保険料率へと引下げを行うべきではないかとの御質問にお答えいたします。

平成２６、２７年度における保険料率の算定に当たりましては、医療給付費等の費用と国庫負担金等の収入を勘案し、保険料剰余金を全額収入計上することで、据え置きが可能となったものでございます。

なお、御指摘の県財政安定化基金の活用は、保険料率増加の抑制を目的としておりますため、基金により保険料率を引き下げるとは、制度の趣旨と異なるものであると考えております。

（北岡祥宏事務局長 着席）

○益田牧子 議員
議長。

○齊藤 聡 議長

益田牧子議員。

○
(益田牧子議員 登壇)

○益田牧子 議員

御答弁をいただきまして、引き上げになる方が2,300人という御説明をいただきました。

今回、負担の軽減になる方は10,000人を超える方ということで、この点については了とするものですが、熊本県の保険料率は全国的に見てどうかというところですが、均等割額というのが4万7,900円、これは全国で9番目に高く、所得割率も9.26%ということで、こちらは全国で10番目に高くなっております。

高齢者の皆さんの所得の状況というのにつきましては、全国では51万1,678円が、熊本県になりますと33万8,775円ということで、全国の66%、17万2,903円も下がっております。基盤安定化基金については引き下げはだめだということがあったわけですが、所得に占める割合から見ましても、負担感があるわけです。

26年度、今年度につきましても、特別会計では23億6,660万円も予備費もあるわけですから、保険料を2年間で4年間ということではなく、やはり重い負担料の軽減ということに取り組むべきだということを述べまして、質疑を終わります。

(益田牧子議員 着席)

○齊藤 聡 議長

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

討論の通告はございませんでしたので、これより議第5号について採決をいたします。この採決は、起立によって行いたいと思います。

議第5号は、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立を願います。

(起立者多数)

○齊藤 聡 議長

起立多数と認めます。よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議第6号については質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

議第6号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○齊藤 聡 議長

異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議第7号「熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規

約の一部変更について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

_____ ○ _____

○幸山政史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○齊藤 聡 議長

幸山連合長。

_____ ○ _____

(幸山政史広域連合長 登壇)

○幸山政史 広域連合長

議第7号について御説明いたします。

本件は、地方自治法第290条の規定に基づき、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、全ての構成団体の同文議決が必要となりますことから、広域連合議会の議決をお願いするものであります。

変更内容は、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体のうち、高遊原南消防組合が本年3月31日をもって解散することに伴い、規約の別表第1及び別表第2から当該組合を削除するものであります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(幸山政史広域連合長 着席)

_____ ○ _____

○齊藤 聡 議長

本件については質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

議第7号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○齊藤 聡 議長

御異議なしと認めます。よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

第5 請願審議

○齊藤 聡 議長

次に、日程第5、請願第1号「後期高齢者医療に関する請願」を議題といたします。

請願の内容については、お手元に配付しております請願文書表のとおりでございます。

本件について討論の通告があっておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は5分以内でありますので、さよう御承知を願います。

_____ ○ _____

○益田牧子 議員

議長。

○

○齊藤 聡 議長

益田牧子議員。

○

(益田牧子議員 登壇)

○益田牧子 議員

日本共産党の熊本市議会議員の益田牧子です。熊本県社会保障推進協議会から提出され、紹介議員となりました請願につきまして、賛成討論を行います。

後期高齢者医療制度の実施から6年が経とうとしています。安倍内閣は、制度は定着したなどと、現代版うば捨て山と呼ばれる制度の存続を図ろうとしています。しかし、この制度は国民の大きな怒りを巻き起こし、民主党政権への転換のきっかけとなりました。しかしながら、政権交代後は廃止の公約を破り、国民の厳しい審判を受けたのは御承知のとおりです。

請願では、安倍首相のもとで、消費税増税と抱き合わせて昨年成立した社会保障制度改革推進法については、社会保障は自立自助が基本であるとし、これまでも社会保障の考え方を変質させて、社会保険方式にしようとしていると厳しく指摘をしているところです。

本県の広域連合におきましては、保険料改定においては、料率の据え置きと上限額の引き上げとなりました。

請願は、厚労省の集計でも、保険料を払えず滞納している高齢者が全国では250,000人以上存在し、滞納のために資産を差し押さえられた人も増えていることを紹介し、保険料の引き下げを求めています。

熊本県は、全国でも、先ほども述べましたが、所得が低い県であり、さらに年金引き下げ、消費税増税を考えましたときに、保険料増加抑制のための財源である財政安定化基金を活用し、保険料の引き下げを実施するべきです。

また、保険料滞納者に対しまして、3カ月の短期保険証発行が、本年2月現在で705件あり、全国でも滞納者に対する発行率ワースト1位となっております。県下におきましても、発行ゼロの町村もあることから、対面での納付相談を行い、分納しているなどの場合は交付としないルールをつくり、機械的発行は中止をするべきです。

また、九州では、熊本県と福岡県だけが健診費用の受益者負担を求め、熊本県の800円は最高額です。受診率は九州で最低の10.12%にとどまっています。熊本市では、74歳までの特定健診では住民税非課税は無料ですが、75歳以上では減免制度はなく、まさに年齢差別となっております。健診率12%で非課税者を無料とした場合、必要な財源は約940万円、全員無料にしても約2,600万円に過ぎません。6,200万円の医療費通知を半減すれば、すぐに財源が出て参ります。

受診率引き上げに向けて、無料化を強く要望いたします。

また、新年度は肺炎球菌ワクチン助成事業は、市町村事業が10自治体に広がり、モデ

ル事業が13町村となっておりますが、小林議員が質疑でも申し上げましたように、全県下へと拡充をするべきです。

国はワクチン接種の効果を認め、予防接種法の定期接種とする準備を進めており、九州におきましては、長崎県、鹿児島県を除き、全ての自治体で実施をしており、モデル事業でなく全県下全ての自治体へと拡充をするべきです。

請願の趣旨を踏まえ、高齢者の健康の保持と病気の重症化を防ぐことができる予防給付の拡充を求めまして、請願の賛成討論といたします。

よろしく願いをいたします。

(益田牧子議員 着席)

○

○齊藤 聡 議長

以上で、通告による討論は終了いたしました。

これより採決をいたします。

請願第1号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者少数)

○齊藤 聡 議長

起立少数と認めます。よって、請願第1号は不採択とすることに決定をいたしました。

○

第6 一般質問

○齊藤 聡 議長

次に、日程第6、「一般質問」を行います。

お手元に配付をしております一般質問通告書のとおり、2番、益田牧子議員、20番、小林久美子議員より一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

なお、発言時間は一人10分以内でありますので、さよう御承知を願います。

○

○益田牧子 議員

議長。

○

○齊藤 聡 議長

益田牧子議員。

○

(益田牧子議員 登壇)

○益田牧子 議員

私は、3カ月の短期保険証の発行を改善してほしいということを何度も申し上げて参りました。そのことについてお尋ねをいたします。

熊本市におきましては、国保事業におきまして、3カ月証が廃止をされました。6カ月証に一本化をしております。後期高齢者の場合も郵送をする経費、事務の軽減にもつながると思います。75歳以上の方々につきましても、私は短期証はもういらないと思いますけれども、せめて、6カ月に延長するべきではないかと。どうしてできないのか、そのことにつきまして理由を、できないというのであればお示しをいただきたいと思います。

第2番目ですけれども、熊本県は九州各県で見参りましても、短期証の発行そのものが多くなっております。どうして滞納するのか、理由や原因の解明というのがなされているのか。その点をお尋ねしたいと思います。

本年2月、先ほども申し上げましたように705件発行されております。一番多いのは熊本市390件、八代市44件、天草市26件、出していないのが10町村、美里、玉東、和水、高森、嘉島、津奈木、水上村、五木村、山江村、球磨村です。

前回も申し上げましたように、天引きをされないわけですから、滞納者というのは多くが無年金者の方々です。所得のゼロという方も約半分いらっしゃいますし、150万円以下は8割近いということで、こういう方々に対する滞納というのは、極めて懇切丁寧を旨とするべきではないかと思っています。

前回の議会におきましても、発行数の多い自治体がなぜこのような状況であるのか調査もお願いしておりますので、その結果について、お示しをいただきたいと思います。

第3ですけれども、さきの議会におきまして、私は宮崎県を紹介いたしました。保険証の納付相談に応じている方、分納の誓約を実行している方、災難や病気、負傷、事業によって損失を招いたり、また、失業による収入の減少ということが確認した場合は、短期証は発行しないということが交付規則で制定をされているところです。これは、大変常識的な判断ではないかと思っております。そういうことも、ぜひ熊本県の広域連合でもやって欲しいということを要望しておきましたが、どうなっているのでしょうか。こういうものについて推定をして、市町村への周知徹底を足元から図っていただきたいなと思っております。

短期証につきまして、3点、連合長にお尋ねをいたします。

(益田牧子議員 着席)

_____ ○ _____

○幸山政史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○齊藤 聡 議長

幸山連合長。

_____ ○ _____

(幸山政史広域連合長 登壇)

○幸山政史 広域連合長

短期保険証についての3点のお尋ねに、順次お答えさせていただきます。

まず1点目の、現在の3カ月から6カ月への延長についてのお尋ねでございます。

保とか、そういう状況があるわけですね。やはり、高齢者の80歳以上、こういう方々に対して3カ月単位で出し続けると、大変病気も持っておられる方が多いわけですから、その点についてはぜひ改善を、かたくなに3カ月証を死守をするということではなく、改善を図っていただきたいと思っております。

次に、後期高齢者医療制度についてのお尋ねです。

昨年8月、連合長からも御紹介がありましたように、現行制度を続けると、状況を踏まえて必要な改善ということが打ち出されているところです。私どもは、この制度そのものに年齢差別ということがありますし、また、市町村単位でこういう保健事業、医療についてはやるべきではないかという立場から、老人保健制度に戻すべきであるということを主張しているところです。

現行における矛盾点や問題点ということも明らかにすることが、改善策を求める立場から必要だと思いますので、連合長にお尋ねをいたします。

第1ですけれども、広域連合の運営主体ということについての問題です。

全国の後期高齢者医療広域連合協議会におきましては、現行制度の運営が都道府県単位であることを踏まえ、制度運営に最も適した運営主体のあり方を明確にし、関係機関との調整を精力的に行うということが要望されております。2,700億円という予算規模であるのに、運営は事実上は自治体からの派遣職員によって構成をされると。

また、運営経費につきましては、一般財源もなく、市町村からの分担金で賄われておりますし、人事面、財政面における制約があまりにも多いと思います。議会につきましても、全部の自治体からの選出ということはありませんし、年に2、ないし3回ということで、大変形骸化しているのではないかと思います。広域連合長に、この広域連合という運営主体についてお尋ねをしておきたいと思います。

第2ですけれども、負担を高齢者や自治体に求めるのではなく、やはり国の財源保障をきちんと行うべきだと考えております。不均一保険料の継続の問題、保険料の減免制度も本人所得で実施をすることや、2年ごとに引き上げられております負担率の引き上げというものも中止をするべきではないかと考えております。この点についての連合長のお考えをお示しいただきたいと思います。

(益田牧子議員 着席)

○ 幸山政史 広域連合長

議長。

○ 齊藤 聡 議長

幸山連合長。

(幸山政史広域連合長 登壇)

○ 幸山政史 広域連合長

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、広域連合の運営主体についてのお尋ねでございますけれども、後期高齢者医療広域連合であります、高齢者の医療費増大と、それから少子高齢社会が進行して参ります中で、将来にわたりましての国民皆保険制度を維持して参りますために、負担と給付のバランスに配慮し、かつ安定的な保険財政基盤が必要ということから、都道府県単位の広域的な運営主体とされたものでございます。これは御案内のとおりでございます。

そういう中で、先ほども少し触れましたが今後でございますけれども、社会保障改革推進法が施行されまして、いわゆるプログラム法でございますが、この中に「高齢者医療制度のあり方については、国保の県単位化等の実施状況などを踏まえ、必要に応じ、見直しに向けた検討を行う」とされております。

このようなことから、この国保制度の動向をもちろん注視しなければならないと考えておりますし、その進捗を踏まえまして、将来的には、この後期高齢者医療制度のあり方につきましては、国や県、それから市町村、それらと協議をしていく必要が出てきようかと考えているものでございます。

次に、国の財源保障に関するお尋ねについてでございますけれども、まず、不均一保険料の継続につきましては、来年度の当初予算の質疑でもお答えしましたとおり、制度当初の激変緩和のための経過措置であったものでありまして、6年間の措置期間の経過後、本則に戻ることにありますために、本広域連合といたしまして、継続は難しいものと考えております。

次に、保険料減免制度を本人所得で実施するということにつきましては、これも以前お答えしたこともございますが、例えば、高所得の子供と生計を一にしている被保険者の保険料を例えば減免するということになれば、公平性の観点から好ましくないと考えておりまして、また、後期高齢者医療制度と同様に世帯単位での算定となっております国民健康保険でございますとか介護保険、これらとの整合性の課題ということも生じて参りますために、このことも適切ではないのではないかと考えております。

最後に、2年ごとに引き上げられる負担率の引き上げ、これを中止するというについてでございますが、後期高齢者医療制度では、医療費のうち、被保険者の窓口負担を除く部分に対しまして、被保険者の保険料負担や現役世代からの支援金などが充てられているものであります。この被保険者負担分と現役世代の負担につきましては、世代間負担の公平を維持いたしますために、人口に占めるそれぞれの比率の変化に応じまして、負担割合を2年ごとに見直すというものでございます。

この仕組みであります、やはり今後の少子化、あるいは超高齢化の進展などを考慮いたしますと、必要であると考えております。

(幸山政史広域連合長 着席)

○ 益田 牧子 議員

議長。

○ 齊藤 聡 議長

益田牧子議員。

○
(益田牧子議員 登壇)

○益田牧子 議員

連合長から御答弁をいただいたわけですが、後期高齢者だけをくくった医療制度ということにつきましては、誰もが高齢社会になりますし、特に団塊の世代、私ども以降の世代ですが、そうなったときに大変この保険料が大幅に上がるということにもなっております。

国保と同じように県単位にすると、これから論議は交わされるのではないかと思いますけれども、消費税増税がこの高齢化社会のためと言いながら、世代間の公平であるとか、負担と給付のバランスとか、そういうことを理由に高齢者にあるいは負担を強いる、本当に高齢者の命や健康を守るという立場ではないということも明確ではないかと思います。

広域連合としても、やはり高齢者の皆さんの思いをしっかりと受けとめて、国に対しましても財政負担を求めるということを強く要望しまして、一般質問を終わります。

(益田牧子議員 着席)

○小林久美子 議員

議長。

○齊藤 聡 議長

小林久美子議員。

○
(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

菊陽町議の小林久美子です。通告に従いまして質問を行います。

今日の質問事項は保健予防活動についてです。1番目に九州で最低の健診の受診率の向上を図るための取り組みをどのように考えておられるのか。また、どうすれば今の健診率を上げることができるのかということを質問をしたいと思います。

また、健診の自己負担は無料にできないかは質疑等でも触れていますので、まず、この2点についてお尋ねをしますが、その一つに、九州各県の目標値と受診率の表があります。

皆さんのお手元にはちょっと配付されていないのではないかと思います。九州各県の目標値と受診率を見てみますと、一番高いのが沖縄の目標で29.27%で、実績が28.3%、約3割近い方が受診をされているというところがあります。また、宮崎県は26.30%が目標ですが、目標を上回って27.08%です。残念ながら、大分も20%を超えていますし、福岡でも16%を超えています。熊本県は平成24年度10.12%でした。

それではどうしたらこういう受診率を上げるのにどうすればいいのかということなんですけれども、一つは、各自治体、県内の自治体ごとの実績に非常にアンバランスがあるの

を、やはりそこに視点を置いて上げていかなければいけないのではないかと一つは考えています。

高いところは、人吉市が30.09%、南小国町は医療費も低いんですけども、健診率も28.05%、苓北が28.02%、山江村が28.39%、五木村は39.70%、相良が32.08%、湯前が28.96%、自治体の規模とかにもよると思いますが、非常にきめ細かに健診をされている状況がわかります。

その一方、私が今日提案したいのは、やはり低い自治体の受診率をどういうふうに上げていくかというのが、全体の受診率のアップにもつながると思うんですけども、一番低いのが山鹿市の3.53%、それから5%以下っていうのが、熊本市の4.29%、上天草の4.14%、西原の4.48%、多良木の3.65%等につながります。

ですから、県全体の受診率を上げていくには、そういう低い自治体への対応というのがひとつ必要かと思いますが、その点は広域連合長としてどのように捉えられているのか。熊本市は非常に人口も多いですから、熊本市の対応も含めて、あれば答弁をいただきたいと思います。

それから、前回の議会で宇土市が70歳から74歳の受診率、特定健診を無料したことにより、約5割、49.2%と大幅に健診の受診率が上がって、75歳以上は反対に、健診の自己負担がありますから、12.93%にとどまっているということを紹介しながら、健診の無料化が有効ではないかという提案と、宇土市については、ぜひ研究したいといった答弁をいただきましたので、この間、実際どのように研究をされたかどうか。そして、今お話ししました健診率の低いところに、そういう反映できるようなものが何かあるかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

(小林久美子議員 着席)

○ 幸山政史 広域連合長

議長。

○ 齊藤 聡 議長

幸山連合長。

(幸山政史広域連合長 登壇)

○ 幸山政史 広域連合長

それでは、健康診査受診率向上を図るための取り組みについて、お答えをさせていただきたいと存じますが、無料化についてもお尋ねになられたということでございますでしょうか。議員さん。これは……。

○ 小林久美子 議員

まず、低いところをどういうふうにするか。

○ 幸山政史 広域連合長

低いところをどう上げるかという話。

○小林久美子 議員

と、ということと、無料化と。

○幸山政史 広域連合長

と、無料化もですか。はい、わかりました。

まず、受診率の向上についてでありますけれども、広域連合の構成市町村それぞれにおきまして、毎年度目標受診率を設定していただいております、これに基づいて、今年度におきましても本県全体の受診率向上計画、これを策定しているものでございまして、目標達成を目指しているところであります。

さらに、健康診査の受診啓発チラシを作成し、被保険者証送付時に同封していただきますなど、市町村と協力をしながら受診率の向上を図っているという状況でございます。

それから、受診率の低いところの取り組みをどうしていくのか。その中で、熊本市等の状況があればというお尋ねでございましたが、やはり私ども、先ほど大筋御紹介ございましたが、熊本市、平成24年度で4.29%ということで、かなり低い状況でございます。これを何とか上げたいと考えておりますが、私どもやはり保健師の活動でございますとか、それから、地域における地域ぐるみでの健康づくりの活動、この辺に今、力を入れているという状況でございます。

例えば、地域でイベントなどが行われておりますときに、ブースを設けまして、そして受診勧奨を行うでありますとか、あるいは健康づくりの、特に高齢者を対象とした取り組みなどにおきましても、そのような勧奨を行いましたりということで、地域における活動を活発にして参りますことで、何とかこの受診率の向上実現に向けて、さらに努力をして参りたいと考えているものでございます。

それから、前回お尋ねのございました宇土市の取り組みについてでございますが、実際に担当の方で宇土市を訪問させていただきまして、健康診査の取り組みについて調査を行わせていただきました。

宇土市におきましては、さまざまな取り組みをされておられまして、特定健診と併せまして40歳以上の方がいらっしゃる全世帯に健診申込調査票と、それから返信用封筒を送付されたり、あるいは希望のあった地区におきましては、住民説明会を実施されておられるとのことでした。また、特定健診の対象者に対しましては、健診を申し込んでおられない被保険者へ電話勧奨や再通知送付についても取り組んでおられるとのことでした。

このような取り組みを見て参りますと、やはり制度の周知が重要と考えておりますことから、本広域連合といたしましては、先ほども申し上げましたように、被保険者の皆様方へ、健康診査の受診啓発チラシを被保険者証と同時に送付していただきますなど、市町村と協力をいたしまして、一層制度周知に努めまして、受診率の向上を図っていきたいと考えております。

それから、もう1点の自己負担の無料化についてのお尋ねでございますが、この点についてはこれまで答弁してきたように、受益者負担の原則から、医療機関で同様の検査を受けていただいた場合と同じように、健康診査にかかる費用の1割程度の御負担をお願いし

ているものでございまして、これについては、今後も継続して参りたいと考えております。

○小林久美子 議員

○齊藤 聰 議長

(小林久美子議員 登壇)

も全自治体に拡充できないか。拡充するとした場合に、どの程度の財源が要るのか、この点についてもお尋ねをしたいと思います。

あと、肺炎球菌ワクチンにつきましては、前回の議会で京都大学の医学部の里村先生の効果を紹介をいたしました。今回、平成26年度の予算では、熊本市等が入っていないということでしたけれども、これも健康を守るという点から、全自治体で拡充できないか。また、国も平成26年度の10月から予防接種の定期接種化を検討、導入するということですので、それまでに、ぜひ広域連合で全自治体でやりながら、国がそういうふうになった場合はそちらの方に移行するということを要望して、答弁を求めます。

(小林久美子議員 着席)

○ 幸山政史 広域連合長

議長。

○ 齊藤 聡 議長

幸山連合長。

(幸山政史広域連合長 登壇)

○ 幸山政史 広域連合長

それでは、2点のお尋ねについてお答えさせていただきます。

まず、人間ドック助成の拡充についてでございますけれども、本広域連合……。

○ 小林久美子 議員

済みません。健診の方を。

○ 幸山政史 広域連合長

健診を。

○ 小林久美子 議員

健診は、その今、一般的な対応だけではアップできないのではないかということについて。

○ 幸山政史 広域連合長

それではまず、健診の再度のお尋ねということでございますけれども、先ほど熊本市の取り組みについては紹介したとおりでありますけれども、まずは、やはりそのような取り組みを私は徹底させていく必要があるんだろうというふうに思っております。そして、特にできるだけ若い世代のうちから、自らの健康について考える。それは、例えば子供の活動を通して、その保護者の世代に対して働きかける等々のやはり幅広い取り組みを行って参ります中で、受診率の向上につなげて参りたいというふうに考えております。

無料化することによっての向上という効果も確かにあるのかもしれませんが、そこは、やはり自らの健康を自らでやはり守るという意識をやはり持っていただく上におきましては、一定の自己負担というものはやはり必要ではないかと、これは私の考えでございます。

続きまして、2点目の人間ドック助成の拡充についてでございますけれども、本広域連合におきましては、平成22年度より国の特別調整交付金を活用いたしまして、人間ドック助成を実施されておられる市町村への補助を継続しております。

補助開始以来、人間ドックの実施市町村数でございますが、毎年増加しているところでありまして、平成26年度、御心配もありましたように6市町村増えまして、全部で15市町村において実施が予定されております。

今後ともさらなる拡充を目指しまして、市町村に対しましては、積極的にこの補助制度を活用していただくようお願いをして参りたいというふうに考えております。

それから、お尋ねの全市町村に拡充した場合の財源はどの程度かというようなお尋ねでありましたが、現時点におきまして、その推計値といえますか、持ち合わせているものではございません。現段階におきましての答弁は困難かというふうに考えております。

それから最後であります。肺炎球菌ワクチン接種助成の拡充についてでございますが、肺炎球菌ワクチンにつきましては、先ほどの質疑でも御説明がありましたように、来年度は新たに4市町が市町村単独事業として助成を始める予定であります。

しかしながら、御紹介っておりますように、先月、厚生労働省の厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会によりまして、平成26年度中に成人用肺炎球菌ワクチンを予防接種法の定期接種とすることが了承されている状況でございます。国におきましてはこれを受け、平成26年10月からの導入につきまして、関係政省令の改正などの準備が現在進められている状況にあります。

このようなことから、本広域連合といたしましては、今後、定期接種化に伴う財源などについて、国の判断を待ちながら、事業の方向性、これを私どもとしても判断して参りたいと考えております。

(幸山政史広域連合長 着席)

○小林久美子 議員

議長。

○齊藤 聡 議長

小林久美子議員。残り1分です。

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

答弁いただいたわけですが、健診率のアップがちょっと望めないというふうに思っていました。

宇土市に調査に行っても、あまり本質的なところの効果を、そこを学んで広域連合に生かすというふうにならなければ、結局、調査に行っても一緒ではないかというふうに思います。

連合長が、九州の中でもぜひ健診率もアップしながら後期高齢者の健康を守っていくん

だという姿勢に立っていただかなければ、自己責任だけではいけないというふうに私は思います。

ぜひ、広域連合としても、全国、健診率とか高いところとかありますので、もっとそこを学んでいただいて、健康を守るための努力をやっていただきたいということを述べて、質問を終わります。

(小林久美子議員 着席)

○

○齊藤 聡 議長

以上で、一般質問は終了いたしました。

ここで、お諮りをいたします。本定例会において議決されました案件については、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○齊藤 聡 議長

御異議なしと認めます。よって、本定例会において、議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

大変長時間にわたって御協力をいただきまして、大変ありがとうございました。おかげさまで無事終了いたしました。

これにて閉会いたします。

午後3時45分閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長 齊 藤 聰

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員 高 寄 哲 哉

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員 家 入 勲